

平成 31 年度水質検査計画

浅 麓 水 道 企 業 団

浅麓水道企業団平成 31 年度水質検査計画

1. 基本方針

浅麓水道企業団では、供給する水が水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

また、臨時に行う水質検査についても、この計画書において行う際の要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

2. 水道事業の概要

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1)水道事業体名 | 浅麓水道企業団 |
| (2)事業種別 | 水道用水供給事業 |
| (3)施設能力 | 25,000 m ³ /日 |
| (4)施設の概要 | |

1)千ヶ滝調整池系

- | | |
|---------|--|
| イ. 水源 | 西池尻水源(湧水 認可水量：5,200 m ³ /日) |
| ロ. 浄水方法 | 塩素消毒のみ(生成次亜塩素酸ナトリウム) |
| ハ. 処理水量 | 4,451 m ³ /日(平成29年度実績) |
| ニ. 給水団体 | 軽井沢町 |

2)追分調整池系

- | | |
|---------|--|
| イ. 水源 | 西池尻水源(西区調整池より)
新滝水源(西区調整池より)
第1、2、3、4、7号井戸
(深井戸 認可水量：合計7,000 m ³ /日) |
| ロ. 浄水方法 | 塩素消毒のみ(次亜塩素酸ナトリウム) |
| ハ. 処理水量 | 2,773 m ³ /日(平成29年度実績) |
| ニ. 給水団体 | 小諸市、佐久水道企業団 |

3)西区調整池系

- | | |
|---------|--|
| イ. 水源 | 西池尻水源(千ヶ滝調整池より)
新滝水源(湧水 認可水量：8,600 m ³ /日) |
| ロ. 浄水方法 | 遊離炭酸曝気処理、塩素消毒(生成次亜塩素酸ナトリウム) |
| ハ. 処理水量 | 9,546 m ³ /日(平成29年度実績) |
| ニ. 給水団体 | 軽井沢町、御代田町、(株)プリンスホテル |

4) 清満調整池系

イ. 水 源	第9、10、11、13号井戸 (深井戸 認可水量：合計3,500 m ³ /日)
ロ. 浄水方法	除鉄除マンガン処理 (急速ろ過方式接触ろ過 第10、13号井戸) 塩素消毒(次亜塩素酸ナトリウム)
ハ. 処理水量	1,814 m ³ /日(平成29年度実績)
ニ. 給水団体	小諸市、御代田町、佐久水道企業団

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は湧水と深井戸であり、すべて浅間山麓の国有林野内に位置しています。水源の集水地域も国有林野であると考えられ、その地域に汚染源となるような工場、畜産施設、下水処理場等は存在していません。

また、水源が火山である浅間山麓に位置するため、地質由来のフッ素、ホウ素などが検出される可能性があります。過去の検査結果から増加する傾向は見られません。

新滝水源においては硬度及び蒸発残留物が高い濃度で検出されますが、これらについても過去の検査結果からは増加傾向は見られませんので、浄水で基準を超過することはないと考えられますが、今後の結果に注意します。

第10、13号井戸では鉄、マンガンが検出されますが平成12年度に除鉄除マンガン設備を導入したので浄水において検出されることはないと思われませんが、除鉄除マンガン設備の運転管理には万全を期します。

除鉄除マンガン設備ではPACを使用しているため、アルミニウムが浄水中に高濃度で流出しないよう注入量の適正な管理を行います。また、主に消毒用として使用している次亜塩素酸ナトリウムに含まれる臭素酸と塩素酸についても注入量の適正な管理及び保管期間や保管方法並びに品質の選定にも注意します。

4. 採水場所

採水場所は給水団体への受け渡し場所である千ヶ滝調整池、追分調整池、西区調整池、清満調整池の4箇所とします。

5. 過去の水質検査結果並びに検査項目、検査頻度

各採水場所の過去の水質検査結果並びに検査項目、検査頻度は次頁からの表のとおりです。

千ヶ滝調整池水質検査結果

	水質基準項目	検査頻度	基準値 (mg/l)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1	一般細菌	1回/月	100個以下	2	2	0	0	0	3	1	0	1	0
2	大腸菌群	1回/月	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	4回/年	0.003mg/l以下	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001			<0.0003
4	水銀及びその化合物	4回/年	0.0005mg/l以下	<0.00005			<0.00005		<0.00005	<0.00005			<0.00005
5	セレン及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001			<0.001
6	鉛及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001			<0.001
7	ヒ素及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下	0.002			0.002		0.002	0.002			0.002
8	六価クロム化合物	4回/年	0.05mg/l以下	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001			<0.005
9	亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/l以下						<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	10mg/l以下	0.29			0.30		0.28	0.25			0.32
12	フッ素及びその化合物	4回/年	0.8mg/l以下	0.12			0.21		0.23	0.19			0.2
13	ホウ素及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下	<0.1			<0.1		<0.1	<0.1			<0.1
14	四塩化炭素	4回/年	0.002mg/l以下	<0.0001			<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0001
15	1,4-ジオキサン	4回/年	0.05mg/l以下	<0.002			<0.002		<0.002	<0.002			<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	0.04mg/l以下		<0.0001		<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0001
17	ジクロロメタン	4回/年	0.02mg/l以下	<0.0001			<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0001
18	テトラクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.0001			<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0001
19	トリクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.0001			<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0001
20	ベンゼン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.0001			<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0001
21	塩素酸	4回/年	0.6mg/l以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
22	クロロ酢酸	4回/年	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	4回/年	0.06mg/l以下	0.0005	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0005	<0.0001	0.0001	<0.0001
24	ジクロロ酢酸	4回/年	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0003	0.0002	0.0002	0.0001	0.0002	0.0002	0.0008	0.0002	0.0002	0.0002
26	臭素酸	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0012	0.0002	0.0003	0.0002	0.0004	0.0002	0.0023	0.0002	0.0005	0.0004
28	トリクロロ酢酸	4回/年	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブロモジクロロメタン	4回/年	0.03mg/l以下	0.0004	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0008	<0.0001	<0.0001	<0.0001
30	ブロモホルム	4回/年	0.09mg/l以下	<0.0001	<0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	<0.0001	0.0002	<0.0001	<0.0001	0.0002
31	ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下	<0.01			0.02		<0.01	<0.01			<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	4回/年	0.2mg/l以下	<0.01			<0.01		<0.01	<0.01			<0.01
34	鉄及びその化合物	4回/年	0.3mg/l以下	<0.01			<0.01		<0.01	<0.01			<0.01
35	銅及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下	<0.01			<0.01		<0.01	<0.01			<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	4回/年	200mg/l以下	8			8.3		7.6	8.6			8.0
37	マンガン及びその化合物	4回/年	0.05mg/l以下	<0.001			<0.001		<0.001	<0.001			<0.001
38	塩化物イオン	12回/年	200mg/l以下	6.9	7.1	7.8	6.9	7.2	7.8	10	7.8	7.6	7.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	300mg/l以下	55.5			65.7		63.5	66.1			60.0
40	蒸発残留物	4回/年	500mg/l以下	148			151		154	159			151
41	陰イオン界面活性剤	4回/年	0.2mg/l以下	<0.01			<0.01		<0.01	<0.01			<0.02
42	ジェオスミン	発生時1回/月	0.00001mg/l以下	<0.000001			<0.000001		<0.000001	<0.000001			<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	発生時1回/月	0.00001mg/l以下	<0.000001			<0.000001		<0.000001	<0.000001			<0.000001
44	非イオン界面活性剤	4回/年	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005			<0.005
45	フェノール類	4回/年	0.005mg/l以下	<0.0001			<0.0001		<0.0001	<0.0001			<0.0005
46	有機物(過マンガン酸カリウム消費量、 H16以降全有機炭素)	12回/年	5mg/l以下	<0.5	<0.3	0.4	0.6	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7	<0.3
47	pH値	12回/年	5.8以上8.6以下	6.9	6.8	6.7	6.7	6.6	6.9	7.1	7.0	7.0	6.7
48	味	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	12回/年	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51	濁度	12回/年	2度以下	0.08	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	0.06	0.1

千ヶ滝調整池検査頻度と設定理由

水質基準項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1 一般細菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
3 カドミウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
4 水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
5 セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
6 鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
7 ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
8 六価クロム化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
9 亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
12 フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
13 ホウ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であり汚染源がないため、検査回数は1回/3年とする。
14 四塩化炭素	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
15 1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
17 ジクロロメタン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
18 テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
19 トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
20 ベンゼン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
21 塩素酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
23 クロロホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
24 ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
25 ジブロモクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
26 臭素酸	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果は基準値の1/10以下であるが、減菌に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため基本検査回数とする。
27 総トリハロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
28 トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
29 ブロモジクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
30 ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
31 ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
32 亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
33 アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
34 鉄及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
35 銅及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
36 ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
37 マンガン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
38 塩化物イオン	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
40 藻類残留物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
41 陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
42 ジェオキシン	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
43 2-メチルイソボルネオール	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
44 非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
45 フェノール類	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
47 pH値	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
48 味	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
49 臭気	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
50 色度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
51 濁度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
1 色	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
2 濁り	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
3 消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。

追分調整池水質検査結果

水質基準項目	検査頻度	基準値 (mg/l)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1 一般細菌	1回/月	100個以下	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0
2 大腸菌群	1回/月	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	4回/年	0.003mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.0003	
4 水銀及びその化合物	4回/年	0.0005mg/l以下			<0.00005	<0.00005		<0.00005			<0.00005	
5 セレン及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.001	
6 鉛及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.001	
7 ヒ素及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.001	
8 六価クロム化合物	4回/年	0.05mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.005	
9 亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/l以下							<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	10mg/l以下			0.71	0.71		0.57			0.64	
12 フッ素及びその化合物	4回/年	0.8mg/l以下			0.2	0.2		0.2			0.2	
13 ホウ素及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下	0.3	0.3	0.4	0.4		0.2			0.3	
14 四塩化炭素	4回/年	0.002mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
15 1,4-ジオキサン	4回/年	0.05mg/l以下			<0.002	<0.002		<0.002			<0.005	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	0.04mg/l以下		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001			<0.0002	
17 ジクロロメタン	4回/年	0.02mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
18 テトラクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
19 トリクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
20 ベンゼン	4回/年	0.01mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
21 塩素酸	4回/年	0.6mg/l以下	<0.06	0.08	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.06
22 クロロ酢酸	4回/年	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	4回/年	0.06mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001
24 ジクロロ酢酸	4回/年	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブロモクロロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0002	0.0003	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0004	0.0002	0.0002	0.0003
26 臭素酸	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0008	0.0008	0.0009	0.0009	0.0007	0.0006	0.002	0.0008	0.0006	0.0011
28 トリクロロ酢酸	4回/年	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.003	<0.003	<0.003
29 ブロモジクロロメタン	4回/年	0.03mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
30 ブロモホルム	4回/年	0.09mg/l以下	0.0006	0.0005	0.0007	0.0007	0.0005	0.0004	0.0016	0.0006	0.0004	0.0008
31 ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.01	
33 アルミニウム及びその化合物	4回/年	0.2mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.01	
34 鉄及びその化合物	4回/年	0.3mg/l以下			0.02	0.02		0.02			<0.01	
35 銅及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.01	
36 ナトリウム及びその化合物	4回/年	200mg/l以下			31.6	31.6		25.7			27	
37 マンガン及びその化合物	4回/年	0.05mg/l以下			0.002	0.002		0.001			<0.001	
38 塩化物イオン	12回/年	200mg/l以下	46.1	48.7	53.2	53.2	55.7	51.9	53.3	51.3	49.8	58.1
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	300mg/l以下	205.5	177.5	213.7	213.7	219.0	197.0	213.0	213.0	196.0	199.0
40 蒸発残留物	4回/年	500mg/l以下	370	373	415	415	427	432	414	406	394	429
41 陰イオン界面活性剤	4回/年	0.2mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.02	
42 ジェオミン	発生時1回/月	0.0001mg/l以下			<0.000001	<0.000001		<0.000001			<0.000001	
43 2-メチルイソボルネオール	発生時1回/月	0.0001mg/l以下			<0.000001	<0.000001		<0.000001			<0.000001	
44 非イオン界面活性剤	4回/年	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			<0.005	
45 フェノール類	4回/年	0.005mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0005	
46 有機物(過マンガン酸カリウム消費量、H16以降全有機炭素)	12回/年	5mg/l以下	<0.5	0.3	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.4	0.7	0.3	<0.3
47 pH値	12回/年	5.8以上8.6以下	6.9	6.7	6.7	6.7	6.7	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8
48 味	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	12回/年	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51 濁度	12回/年	2度以下	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.06	<0.05

追分調整池検査頻度と設定理由

水質基準項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1 一般細菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
3 ガドリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
4 水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
5 セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
6 鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
7 ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
8 六価クロム化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
9 亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
12 フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
13 ホウ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
14 四塩化炭素	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
15 1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
17 ジクロロメタン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
18 テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
19 トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
20 ベンゼン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
21 塩素酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
23 クロロホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
24 ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
25 ジブロモクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
26 臭素酸	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果は基準値の1/10以下であるが、減菌に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため基本検査回数とする。
27 総トリハロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
28 トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
29 ブロモジクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
30 ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
31 ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
32 亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
33 アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
34 鉄及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
35 銅及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
36 ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
37 マンガン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
38 塩化物イオン	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	4回/年	4回/年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以上であるため、基本検査回数とする。
40 亜硝酸態窒素	○	4回/年	4回/年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以上であるため、基本検査回数とする。
41 陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
42 ジェオスミン	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
43 2-メチルイソボルネオール	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
44 非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
45 フェノール類	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
47 pH値	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
48 味	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
49 臭気	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
50 色度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
51 濁度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
1 色	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
2 濁り	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
3 消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。

西区調整池水質検査結果

水質基準項目	検査頻度	基準値 (mg/l)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1 一般細菌	1回/月	100個以下	3	0	0	0	0	8	0	0	0	0
2 大腸菌群	1回/月	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	4回/年	0.003mg/l以下		<0.001			<0.001			<0.0003		
4 水銀及びその化合物	4回/年	0.0005mg/l以下		<0.00005			<0.00005			<0.00005		
5 セレン及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下		<0.001			<0.001			<0.001		
6 鉛及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下		<0.001			<0.001			<0.001		
7 ヒ素及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下		<0.001			<0.001			0.0010		
8 六価クロム化合物	4回/年	0.05mg/l以下		<0.001			<0.001			<0.005		
9 亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/l以下							<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	10mg/l以下		0.89			1.00			0.83		
12 フッ素及びその化合物	4回/年	0.8mg/l以下		0.21			0.22			0.22		
13 ホウ素及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5
14 四塩化炭素	4回/年	0.002mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0001		
15 1,4-ジオキサン	4回/年	0.05mg/l以下		<0.002			<0.002			<0.005		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	0.04mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0002		
17 ジクロロメタン	4回/年	0.02mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0001		
18 テトラクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0001		
19 トリクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0001		
20 ベンゼン	4回/年	0.01mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0001		
21 塩素酸	4回/年	0.6mg/l以下	<0.05	0.12	0.07	0.07	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.1
22 クロロ酢酸	4回/年	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	4回/年	0.06mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001
24 ジクロロ酢酸	4回/年	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブromクロロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0002	0.0001	0.0003	0.0001	0.0002	0.0002
26 臭素酸	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0004	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0004	0.0021	0.0005	0.0008	0.001
28 トリクロロ酢酸	4回/年	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.003	<0.003	<0.003
29 ブロモジクロロメタン	4回/年	0.03mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001
30 ブロモホルム	4回/年	0.09mg/l以下	0.0003	0.0004	0.0004	0.0004	0.0003	0.0003	0.0018	0.0004	0.0004	0.0008
31 ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下		<0.01			<0.01			<0.01		
33 アルミニウム及びその化合物	4回/年	0.2mg/l以下		<0.01			<0.01			<0.01		
34 鉄及びその化合物	4回/年	0.3mg/l以下		<0.01			<0.01			<0.01		
35 銅及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下		<0.01			<0.01			<0.01		
36 ナトリウム及びその化合物	4回/年	200mg/l以下		41.5			43.1			35		
37 マンガン及びその化合物	4回/年	0.05mg/l以下		<0.001			<0.001			<0.001		
38 塩化物イオン	12回/年	200mg/l以下	68.0	68.6	64.4	64.4	65.7	65.9	66.7	60.6	58.4	62.4
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	300mg/l以下	239.3	227.3	243.9	243.9	238.0	238.0	244.0	250.0	192.0	209.0
40 蒸発残留物	4回/年	500mg/l以下	460	493	481	481	474	458	491	439	440	435
41 陰イオン界面活性剤	4回/年	0.2mg/l以下		<0.01			<0.01			<0.02		
42 ジェオスミン	発生時1回/月	0.00001mg/l以下		<0.000001			<0.000001			<0.000001		
43 2-メチルイソボルネオール	発生時1回/月	0.00001mg/l以下		<0.000001			<0.000001			<0.000001		
44 非イオン界面活性剤	4回/年	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005			<0.005			<0.005		
45 フェノール類	4回/年	0.005mg/l以下		<0.0001			<0.0001			<0.0005		
46 有機物(過マンガン酸カリウム消費量、H16以降全有機炭素)	12回/年	5mg/l以下	<0.5	<0.3	0.3	0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.5	0.4	<0.3
47 pH値	12回/年	5.8以上8.6以下	7.3	6.5	6.8	6.8	6.8	7	6.9	7	7	6.8
48 味	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	12回/年	5度以下	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
51 濁度	12回/年	2度以下	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

西区調整池検査頻度と設定理由

水質基準項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1 一般細菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
3 カドミウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
4 水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
5 セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
6 鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
7 ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
8 六価クロム化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
9 亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
12 フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
13 ホウ素及びその化合物	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/2以上であるため、基本検査回数とする。
14 四塩化炭素	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
15 1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
17 ジクロロメタン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
18 テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
19 トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
20 ベンゼン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
21 塩素酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
23 クロロホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
24 ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
25 ジプロモクロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
26 臭素酸	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるが、減菌に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため基本検査回数とする。
27 総トリクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
28 トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
29 ブロモジプロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
30 ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
31 ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
32 亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
33 アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
34 鉄及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
35 銅及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
36 ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
37 マンガン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
38 塩化物イオン	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	4回/年	4回/年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以上であるため、基本検査回数とする。
40 蒸発残留物	○	4回/年	4回/年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以上であるため、基本検査回数とする。
41 陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
42 ジェオスミン	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
43 2-メチルイソボルネオール	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
44 非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
45 フェノール類	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
47 pH値	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
48 味	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
49 臭気	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
50 色度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
51 濁度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
1 色	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
2 濁り	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
3 消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。

清満調整池水質検査結果

水質基準項目	検査頻度	基準値 (mg/l)	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
1 一般細菌	1回/月	100個以下	3	2	0	0	1	0	1	0	0	0
2 大腸菌群	1回/月	検出されないこと。	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物	4回/年	0.003mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.0003	
4 水銀及びその化合物	4回/年	0.0005mg/l以下			<0.00005	<0.00005		<0.00005			<0.00005	
5 セレン及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.001	
6 鉛及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.001	
7 ヒ素及びその化合物	4回/年	0.01mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.001	
8 六価クロム化合物	4回/年	0.05mg/l以下			<0.001	<0.001		<0.001			<0.005	
9 亜硝酸態窒素	4回/年	0.04mg/l以下							<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4回/年	10mg/l以下			0.19	0.19		0.17			0.14	
12 フッ素及びその化合物	4回/年	0.8mg/l以下			0.11	0.11		0.11			0.11	
13 ホウ素及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下			<0.1	<0.1		<0.1			<0.1	
14 四塩化炭素	4回/年	0.002mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
15 1,4-ジオキサン	4回/年	0.05mg/l以下			<0.002	<0.002		<0.002			<0.005	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4回/年	0.04mg/l以下		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001			<0.0002	
17 ジクロロメタン	4回/年	0.02mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
18 テトラクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
19 トリクロロエチレン	4回/年	0.01mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
20 ベンゼン	4回/年	0.01mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0001	
21 塩素酸	4回/年	0.6mg/l以下	0.1	0.1	0.08	0.08	0.1	0.08	<0.06	0.07	0.1	0.06
22 クロロ酢酸	4回/年	0.02mg/l以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23 クロロホルム	4回/年	0.06mg/l以下	0.0002	0.0001	0.0001	0.0001	0.0002	0.0001	0.0003	0.0002	0.0004	0.0003
24 ジクロロ酢酸	4回/年	0.04mg/l以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.003	<0.003	<0.003
25 ジブロモクロロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001	0.0002	0.0001	0.0002	0.0001	0.0002	0.0001
26 臭素酸	4回/年	0.01mg/l以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27 総トリハロメタン	4回/年	0.1mg/l以下	0.0004	0.0003	0.0003	0.0003	0.0006	0.0001	0.0007	0.0004	0.0008	0.0006
28 トリクロロ酢酸	4回/年	0.2mg/l以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.03	<0.03	<0.03
29 ブロモジクロロメタン	4回/年	0.03mg/l以下	0.0003	0.0001	0.0001	0.0001	0.0002	<0.0001	0.0002	0.0001	0.0002	0.0002
30 ブロモホルム	4回/年	0.09mg/l以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
31 ホルムアルデヒド	4回/年	0.08mg/l以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32 亜鉛及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.01	
33 アルミニウム及びその化合物	4回/年	0.2mg/l以下	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
34 鉄及びその化合物	4回/年	0.3mg/l以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
35 銅及びその化合物	4回/年	1.0mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.01	
36 ナトリウム及びその化合物	4回/年	200mg/l以下			8.4	8.4		8.8			10	
37 マンガン及びその化合物	4回/年	0.05mg/l以下	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
38 塩化物イオン	12回/年	200mg/l以下	4.0	3.8	3.4	3.4	2.8	3.7	3.4	3.8	3.8	4.4
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4回/年	300mg/l以下			44.7	44.7		47.4			55.0	
40 蒸発残留物	4回/年	500mg/l以下			119	119		141			136	
41 陰イオン界面活性剤	4回/年	0.2mg/l以下			<0.01	<0.01		<0.01			<0.02	
42 ジェオミン	発生時1回/月	0.0001mg/l以下			<0.000001	<0.000001		<0.000001			<0.000001	
43 2-メチルイソボルネオール	発生時1回/月	0.0001mg/l以下			<0.000001	<0.000001		<0.000001			<0.000001	
44 非イオン界面活性剤	4回/年	0.02mg/l以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		<0.005			<0.005	
45 フェノール類	4回/年	0.005mg/l以下			<0.0001	<0.0001		<0.0001			<0.0005	
46 有機物(過マンガン酸カリウム消費量、H16以降全有機炭素)	12回/年	5mg/l以下	<0.5	<0.3	<0.5	<0.5	<0.3	<0.5	<0.5	0.7	0.5	0.4
47 pH値	12回/年	5.8以上8.6以下	8.0	7.4	7.4	7.4	7.1	7.4	7.5	7.4	7.5	7.2
48 味	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49 臭気	12回/年	異常でないこと。	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50 色度	12回/年	5度以下	<1	<1	2	2	2	0	0	<1	<1	<1
51 濁度	12回/年	2度以下	0.08	0.05	0.6	0.6	0.37	0.21	0.11	<0.05	0.14	<0.05

清満調整池検査頻度と設定理由

水質基準項目	省略可否	基本検査頻度	実施検査頻度	設定理由
1 一般細菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
2 大腸菌	×	1回/月	1回/月	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
3 カドミウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
4 水銀及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
5 セレン及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
6 鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
7 ヒ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
8 六価クロム化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
9 亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	×	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
12 フッ素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
13 赤う素及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
14 四塩化炭素	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
15 1,4-ジオキサン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
17 ジクロロメタン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
18 テトラクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
19 トリクロロエチレン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
20 ベンゼン	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
21 塩素酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
22 クロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
23 クロロホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
24 ジクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
25 ジブロモクロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
26 臭素酸	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるが、浄水処理に次亜塩素酸ナトリウムを使用しているため基本検査回数とする。
27 臭化トリクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
28 トリクロロ酢酸	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
29 ブロモジクロロメタン	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
30 ブロモホルム	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
31 ホルムアルデヒド	×	4回/年	4回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
32 亜鉛及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
33 アルミニウム及びその化合物	○	4回/年	4回/年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であるが、除鉄除マンガン処理にPACを使用しているため基本検査回数とする。
34 鉄及びその化合物	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるが、除鉄除マンガン処理をしているため基本検査回数とする。
35 銅及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
36 ナトリウム及びその化合物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
37 マンガン及びその化合物	○	4回/年	4回/年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるが、除鉄除マンガン処理をしているため基本検査回数とする。
38 塩化物イオン	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
40 蒸発残留物	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
41 陰イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
42 ジェオスミン	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
43 2-メチルイソボルネオール	○	発生時1回/月	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
44 非イオン界面活性剤	○	4回/年	1回/3年	過去の水質検査の結果が基準値の1/2以下であり汚染源が無いため検査を省略し、確認のため1回/3年検査する。
45 フェノール類	○	4回/年	1回/3年	過去3年間の水質検査の結果が基準値の1/10以下であるため1回/3年とする。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
47 pH値	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
48 味	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
49 臭気	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
50 色度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
51 濁度	×	12回/年	12回/年	水道法施行規則第15条による回数の減並びに省略ができないため、基本検査回数とする。
1 色	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
2 濁り	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。
3 消毒の残留効果	×	1回/日	1回/日	水道法施行規則第15条第1項第1号イにより、毎日検査する。

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に行います。

なお、原因が不明な場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採水時に保存用試料も採水し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで冷凍保存します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 導送水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

また、検査項目は原則として水質基準項目（51項目）とします。

7. 水質検査の方法及び自己/委託の区分

水質検査は当企業団を含め13団体で共同設置している佐久圏域水道水質検査協議会で「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）により、下記の検査方法のとおり検査します。

検査項目	検査方法
一般細菌	標準寒天培地法
大腸菌	特定酵素基質培地法
カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
ヒ素	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
六価クロム化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光光度法
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
砒素及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
四塩化炭素	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
1,4-ジクロロベンゼン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法

シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ジクロロメタン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
テトラクロロエチレン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
トリクロロエチレン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ベンゼン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
塩素酸	イオンクロマトグラフ法
クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
クロロホルム	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ジクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ジブromクロロメタン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
臭素酸	イオンクロマトグラフ-ホストカラム吸光光度法
総トリハロメタン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ブromジクロロメタン	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ブromホルム	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
ホルムアルデヒド	誘導体化-高速液体クロマトグラフ法
亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
鉄及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
銅及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
ナトリウム及びその化合物	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマ-質量分析装置による一斉分析法
塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	イオンクロマトグラフ(陽イオン)による一斉分析法
蒸発残留物	重量法
陰イオン界面活性剤	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
ジエオキシ	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
2-メチルイソボルネオール	パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ-質量分析法
非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
フェノール類	固相抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	全有機炭素計測定法
pH値	ガラス電極法
味	官能法
臭気	官能法
色度	透過光測定法
濁度	積分球式電光度法

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は各給水団体に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながらよりよい計画を作成します。

また、検査結果につきましても、毎月公表します。

9. 原水に係る水質検査の実施

当企業団の水源はすべて地下水ですので、表流水のような季節的な変化は見られませんが、水質基準項目のうち消毒副生成物と味を除く39項目について水質検査を実施します。取水量の多い湧水2箇所については年2回水質検査を実施します。第8号井戸については取水予定がないため水質検査は実施しません。

また、クリプトスポリジウム指標菌については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日 健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、3ヶ月に1回検査します。

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染については、水源の安全を確認するため湧水2箇所で放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137の合計）のモニタリングを必要に応じて実施します。

10. 水道水源の汚染源等の把握

水源地はすべて国有林野に位置するため、国有林野の管理者である東信森林管理署との情報交換を密にし、国有林野の開発等に注意します。

また、国有林入り口の施錠を徹底し、錠の破損等に十分注意を払い、国有林野内へのごみの不法投棄防止に最善を尽くします。

11. 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

平成26年7月策定の危機管理マニュアルの水質異常時行動指針に基づき連絡通報等対応を迅速に行います。